

鈴鹿市告示第37号

鈴鹿市建設工事に係る共同企業体取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月14日

鈴鹿市長 末松則子

鈴鹿市建設工事に係る共同企業体取扱要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成11年鈴鹿市告示第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(対象工事) 第10条 特定建設工事共同企業体が施工する 工事の規模は、次のとおりとする。 (1) 土木工事の規模は、工事設計価格が <u>3億円以上の工事とする。</u> (2)・(3) 略 2 略	(対象工事) 第10条 特定建設工事共同企業体が施工する 工事の規模は、次のとおりとする。 (1) 土木工事の規模は、工事設計価格が <u>2億円以上の工事とする。</u> (2)・(3) 略 2 略

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の第10条第1項第1号の規定は、この告示の施行の日以後に入札の公告を行う土木工事について適用し、同日前に入札の公告を行った土木工事については、なお従前の例による。